

事 務 連 絡  
令和 7 年 8 月 1 日

各検査所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について  
(中国産いちごのブピリメート)

標記については、令和 7 年 7 月 9 日付け健生食輸発 0709 第 1 号により通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、行政検査にて対応することとしたところです。

今般、登録検査機関の受託体制が整ったことから、中国産いちご及びその加工品（簡易な加工に限る。）について、ブピリメートに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考)

令和 7 年 7 月 31 日現在の検査命令受託可能検査機関

一般財団法人 新日本検定協会